

中国における研究開発費の追加所得控除制度

May 2024

In brief

中国政府は、国家の技術イノベーション戦略の一貫として、企業の研究開発活動を促進するために、さまざまな優遇措置を打ち出しています。税務において、実際に支出した企業の研究開発費用の控除のほかに、当該実際の支出研究開発費を基準に一定の割合を乗じて、企業所得税の課税所得から追加控除することができる制度、いわゆる研究開発費の追加所得控除制度が設けられています。

追加所得控除制度は、2008 年に導入され、2023 年までに複数回改正されてきています。近年、適用範囲の拡大や追加控除率が引き上げられ、税コストを軽減させる優遇税制の 1 つとして見直されています。

本ニュースレターでは、追加所得控除制度の概要および適用上の留意点について解説します。

In detail

1. 研究開発費の追加所得控除制度の概要

(1) 研究開発活動の範囲など

追加所得控除制度が適用される研究開発活動などは以下のとおりとなっています。

1. 研究開発活動の定義	<ul style="list-style-type: none">企業が科学および技術の新しい知識の獲得、科学技術新知識の創造的運用、あるいは技術、製品(またはサービス)、工程を実質的に改良するために、継続的に行われる明確な目標を有する体系的な活動
2. 追加所得控除が適用されない活動	<ul style="list-style-type: none">企業の製品(またはサービス)の日常的なアップデート特定の科学研究成果を直接的に応用する活動(例えば、公開された新工程、材料、装置、製品、サービスまたは知識などを直接採用)企業が商品化後に顧客へ提供する技術サポート活動現存する製品、サービス、技術、材料または工程に対する重複もしくは簡単な改変市場調査研究、効率調査または管理研究工業(またはサービス)プロセスまたは通常の品質管理、測定分析、維持管理社会科学、芸術または人文学における研究

3. 追加所得控除が適用されない業種(ネガティブリスト)	<ul style="list-style-type: none"> • タバコ製造業 • 宿泊および飲食業 • 卸売および小売業 • 不動産業 • リースおよびビジネスサービス業 • 娯楽業
4. 研究開発活動に関連する費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発従事者的人件費(給与賃金、基本養老保険料、基本医療保険料、失業保険料、労災保険料、生育保険料および住宅積立金) • 直接投入費用(原材料費用など) • 固定資産(測量機器、設備など)の減価償却費 • 無形資産(ソフトウェア、特許権、非特許技術など)の償却費 • 新製品の設計費、新工程規程の制定費、新薬研究開発の臨床試験費、探査開発技術の現場試験費 • 研究開発と直接関連するその他費用(例えば、技術図書資料費、資料翻訳費、専門家コンサルティング報酬、旅費交通費など、ただし当該項目の費用は追加所得控除できる費用総額の 10%を上限とします)
5. 委託研究開発費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> • 中国国内機構または個人に対して研究開発を委託する場合、研究開発費の 80%相当のみが委託者の追加所得控除の対象とされます。 • 中国国外機構に対して研究開発を委託する場合、研究開発費の 80%相当が委託者の国外委託研究開発費として取り扱われ、国内研究開発費の 2/3 を上限として追加所得控除の対象とされます。即ち、国内研究開発費が発生せず、全額が国外委託研究開発費の場合には、追加所得控除は適用されません。

出所:「研究開発費用に係る税前追加控除政策の整備に関する通知」(財税(2015)119号)、「研究開発費用の税前追加控除政策のさらなる改善に関する公告」(財政部 税務总局公告 2023年 7号)、「集積回路企業と工業工作機械企業の研究開発費用の追加控除率の引き上げに関する公告」(財政部 税務总局 国家発展改革委員会 工業および情報化部公告 2023年 44号)

(2) 現行の控除率および課税所得計算

中国企業が追加所得控除の対象となる研究開発に関連する金額を支出し、かつ当該金額が費用計上される場合には、研究開発費用に、当該金額に 100%(※)を乗じた金額を追加した合計金額が課税所得から控除されます。また、その支出が無形資産を形成する場合には、研究開発費用の 200%(※)相当額が無形資産の取得価額として取り扱われ、その減価償却費が課税所得計算において損金に算入されます。

※集積回路企業および工業工作機械企業の場合、2023年 1月 1日から 2027年 12月 31日までの期間において、上記割合 100%は 120%に、200%は 220%に変更されます。

2. 研究開発費の追加所得控除制度の適用上の留意点

研究開発費の追加所得控除制度を適用するには、主に以下の留意点があると考えられます。

1. 事後税務調査のための研究開発関連資料の準備

研究開発費の追加所得控除を適用するか否かは企業の自己判断となっており、適用する場合には、研究開発プロジェクトごとに研究開発支出に関する補助簿を設置し、研究開発費と生産経営費用を明確に区分して正確かつ合理的に集計する必要があります。明確に区分できない場合には、追加所得控除は認められません。この区分を税務当局へ立証するために、研究開発費の監査報告を自主的に作成するケースが見受けられます。

2. 追加所得控除制度上の対象研究開発費の精査

適用対象となる研究開発活動は、上記図表内の 1. に記載したとおりです。実務上、製品の日常的なアップグレードを誤って対象研究開発費に含めてしまうケースや、本来ならば対象となるべき現地適合技術に係る研究開発費を誤って除いてしまうケースが散見されます。対象研究開発費の範囲は、税務調査において、重点的に調査されるため、事前に精査しておく必要があります。

The takeaway

本研究開発費の追加所得控除制度は、研究開発活動を行う中国子会社にとって、税制上のインセンティブとなるため、適用の機会を逸失しないよう、外部専門家のサポートを受けて、適用可能性の分析や検討を実施することが重要です。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 2 番 1 号 Otemachi One タワー

Email: jp_tax_pr-mbx@pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

白崎 亨

ディレクター

佐々木 敏子

シニア マネージャー

丁 琦忠

PwC 中国

中国上海市浦東新区東育路 588 号前灘中心 42 楼

www.pwccn.com

北京事務所

パートナー

山崎 学

上海事務所

パートナー

渕澤 高明

上海事務所

シニア マネージャー

松島 伸帆

過去のニュースレターのご案内

[過去のニューレターを読む](#)

ニュースレター配信のご案内

PwC Japan グループでは、会計基準や税制、法令等に関するニュースレターを発行しております。

[配信を登録する](#)

e-learning のご案内

PwC 税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的とした e-learning コンテンツを 2022 年 10 月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwC グローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コースを通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

[お申し込み・詳細](#)

PwC 税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A 税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwC グローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 151 カ国に及ぶグローバルネットワークに 364,000 人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2024 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.